

様式第2号（第3条関係）
（会派用）

令和3年度政務活動費交付申請書

令和4年3月31日

湯沢市長 様
（湯沢市議会議長経由）

会派の名称 湯沢市議会 政和会
代表者氏名 代表 高橋 克己

湯沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 113,300円

<内 訳>

（単位：円）

科 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	113,300円	（うち政務活動費充当額113,300円）
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
支 出 合 計	113,300円	

参考：申請上限額

交付月額	議員数	交付対象月数	上限額
10,000円	6人	5カ月	300,000円

既交付額 0円



政務活動費実績報告書

会派の名称 湯沢市議会 政和会
代表者氏名 代表 高橋 克己

整理 番号	年月日	内 容	経費項目	支出額	備 考
1	令和 4年 3月 31日	期 日：令和4年3月31日（木） 時 間：14時～16時 研修会場：湯沢市役所会議室43 ※オンライン研修 講 師：大分大学経済学部 大井尚司教授 テ ー マ：地域公共交通の今とこれ から ※研修会開催業務一式を合同会社ト マトクリエイションに委託 参加議員：6名 高橋克己、沓澤正雄、加藤昭嗣、 石川隆一、寺田純二、小田嶋秋一 傍聴者：2名 湯沢タクシー株式会社	研修費	113,300円	

- ・年月日は、支出の事実のあった年月日を記載する。
- ・内容欄には、政務活動が特定できるよう、年月日、場所、活動内容などが明確になるよう記載する。

令和3年度

政務活動報告書

令和4年3月31日

湯沢市議会議長 渡部 正明 様

湯沢市議会 政和会
代表 高橋 克己

政務活動について、次のとおり報告します。

研 修 先	1) 研修内容		令和4年3月31日		
	講 師：大分大学経済学部 大井尚司教授		14：00～16：00		
※オンラインによる研修					
政 務 活 動 内 容	月日	都市名	研修テーマ	宿泊地	会場
	3月31日	—	地域公共交通の今とこれから	—	湯沢市役所 会議室43
成 果 及 び 活 用 す べ き 事 項	別紙「研修報告書」のとおり				

令和4年3月31日

湯沢市議会政和会オンライン研修活動報告書

- 日 時：令和4年3月31日（木） PM 14：00～16：00
- 場 所：会議室 43（オンライン研修）
- 参加者：高橋 克己（代表）、沓澤 正雄（副代表）、加藤 昭嗣（副代表）、
石川 隆一（幹事長）、寺田 純二（事務局長）、小田嶋 秋一（会計）
- 傍聴者（株）湯沢タクシーより2名
- 研修テーマ：地域公共交通の今とこれから
—「答の例」ではなく「考え方」のご提案—
- 講 師：^{おおい ひさし}大井 尚司 氏
(大分大学経済学部教授/減災・復興デザイン教育研究センター兼任教授)
(総務省「地域人材ネット」地域力創造アドバイザー)

◎目 的

湯沢市においては、公共交通網形成計画を作り将来に向けた持続可能な公共交通体系を構築すべく協議し、地域住民の生活に密着した交通網の維持に努めている。しかし、公共交通の市民満足度は十分とは言えない。路線バスや乗合タクシーの公共交通の利用促進、そしてその事例と課題について研修を依頼し、地域に合った効率的な公共交通の構築や運営費用・補助金の削減内容等も検証し今後の在り方を探る。

◎研修内容については下記4項目について説明を受けた。

1. 公共交通に未来はない？
2. 何が悩みになるか、障害になるか
3. 先人たちに学ぶ「考え方」の例
4. まとめにかえて —いま、この時代に向き合う皆様への提案—

1. 公共交通に未来はない？

地域交通の現状としては、モータリゼーションの進展と輸送人員の減少により地域交通サービスが衰退している。また、交通事業者の不採算路線からの撤退と地域交通を担う民間事業者の経営悪化が進行している。

人口推移や人口構成の変化により利用者や運転者も減少し通勤・通学も減り、高齢者が利用者であり続けるのか疑問であり身体機能や認知機能の低下などにより高齢者向けのサービスが多数存在する。

バス会社や法人タクシー会社の経営状況については、今後、規制緩和前後10年で収入・

支出とも約2割減少し経営改善は難しいと推察される。また、タクシー会社の勤務条件についても低賃金や長時間労働など従業員の確保や担い手不足や、取り巻く環境の変化に加え金融面での「公益事業」への危機が課題となっている。

2. 何が悩みになるか、障害になるか

考えられる「悩み」「障害」については

- ①人材面・・・そもそも不足。専門職でもない。事業者・議員・首長・地域代表等。
- ②財政面・・・自治体には金がない。利用者からは取れない。事業者も出せない。
- ③周辺環境・・・事業者の疲弊。国から見放されないように。

現状から、公共交通非利用者は「基礎体力・自然治癒力がない」状態と同じである。

3. 先人たちに学ぶ「考え方」の例

「住民主導」や「住民主体」のリスクを行政が背負えるのか。

担い手がいなくなったら事業者を退かせた以上は二度と戻らない。

過疎地有償輸送の多くが、今や「老々介護」や「担い手不足」状態になる。

先人達の名言⇒考え方の例としては次のようにあげられる。

- ◆「すべての需要を賄える公共交通は存在しない」
- ◆「不便益」「楽しい不便」
- ◆「3つのマ(テマ・ヒマ・オジャマ)」
- ◆「利用しない利用者」
- ◆「三方ヨシ」
- ◆「すべて(乗らない人)の意見は聞かない」
- ◆「地域のくらしの足でやっちゃいけないこと」
- ◆「10円から始める過疎地移動対策」

「支え方」の例として

- 本当に公共交通に出せない? : 「10円」からでもできる。(できることから始める)
- 交通を支えるのは利用者だけか? : 自治会・町内会との共助協働を考える。
- 地域の資源を最大限に活用 : 町内会バスが路線バスへの移行。
- 「よみがえる暮らしの足」 : 将来世代を考え「共用(ある)交通」利用。
- 本当の住民主導 : 地域全員が「使って、働いて」バス誘致と住民生活改善を図る。
- 免許がなくても住める街とは : 目的地・まちづくりと移動の一体化を進める。

4. まとめにかえて —いま、この時代に向き合う皆様への提案—

「誰かのせい」ではなく「皆の不作為(無責任)」(by 豊岡市・全但バスを大井改訂)

事業者 : 変えないダイヤ、変わらないサービス

現状では、スタッフがいない、運転手もいない、補助金はもらっている。

行政側：制度や仕事を理由に動かない場合もある。

お金に絡むことや言われたことはやるが、それ以上はしない。

現実には、民間であり自分達は乗らない、仕方がない。(消極的)

利用者(住民)：バスに乗らない、金は出さない。

現実には、今は車があるから困らないしお金出すのは嫌だ、行政がしてくれる。

結果⇒皆「何もしなかった＝責任から逃げた」から今後は困る羽目になる。

「不便益」があるのが公共交通「不便」の対義語＝「便利」→「思い通りになること」
「公共」交通ではありえない。

「公共」とは ⇒「公衆が共有すること。社会全体がそれにかかわること。」

公共交通は「便利」にはできない：「不便益」の増大に繋がる。

公共交通の「合わせるための不便」＝不便益(不便だからこそ得られる価値や効用)を評価する。

「空気のような存在」や「あって当たり前」、「移動だけを事業で行えばよい」環境は終わってしまう。

■地域の「くらしの足」「おでかけ」を全関係者で真剣に自分の事として議論し「事業」優先の考えから「ネットワーク維持」優先の観点へ切り替える。

「利用」あるいは「目的づくり」から総力戦で始める公共交通の確保や維持を図る。

うまくやれているところの5つのポイントとして

①はやりには飛びつかないこと。

・自動運転、ボラ輸送、デマンド、循環、コミバス、システム等。

②「交通」を目的化しない(MaaSの超基本事項)

・移動は所詮「道具」(派生需要)

・乗り物ができて乗る(本源的需要)のは趣味人と遊園地だけである。

③すべてを満たそう(与えよう)としない、やれることを全員がやる

・「全移動を転換」から「まずは年1往復」からの繰り返し。

・「いきなり廃止・転換」ではなく「目標設定+利用実験」を積み上げて考える。

・「すべての人の需要を満たす交通はない」(アロー不可能性定理の考え)

④「3つのマ」の精神—不自由・労力を惜しむとはNGである。

・「テマ」「ヒマ」「オジャマ」の精神

・これらを惜しんだところで「成功例」はあったのか疑問である。

⑤ 相互理解、一歩進んで「互学互修」と「現場主義」を考える。

・データを創る、相互を知る、できないことも理解する、現場に出る

・「住民説明会」+「地域検討会」へ

・地域検討会設置のポイント(一部、協議会運営のヒントを探る)

○誰の声を聴くか

- ・『登録者・利用者』に聞くのが一番であり登録制・予約制の強みとなる。
- ・自治体委員も同席(地域特性を踏まえた意見交換が必要である)

○どのように聞くか

- ・大原則は「行政が地域に出向くことが必要」
- ・行けない人に足を確保し時間をかけて全員に発言してもらい意見を聞く。
- ・目標設定や利用実績の報告も実施する。
- ・ダイヤ・ルートも決めてもらう。(住民参画型の交通計画の実現を図る。)

—地域も利用者も一緒に『協働』で考える仕組みをつくる—

自治体職員も「かしこく」公共交通・法を使う。

「学ぶ」ことが重要：知恵は「せしめる」のではなく「勝ち取っていく」ものである。

【議員へ求められることは】

(ポイント1) 今までの考え方からを転換し、

(ポイント2) 「見える化」した議論と情報の活用が必要である。

⇒ これらの2つを各主体がどう取り組むべきか、そこに「各主体の役割」が見えてくる。

住民(住民代表としての議員含む)の役割：

必要のレベルを正確に認識することで、なすべきことを自ら考え動くこと。

行政(自治体)の役割：

関係主体の間に入って、連携し地域全体の「社会的厚生」最大化を考えること。

事業者の役割：

守ってもらう(ことをねだる)のではなく、「守られる」ためにすべきことを実行する。

◎まとめ

湯沢市の公共交通は、なぜ地元には十分根付かないのだろうと漠然としか考えていなかったが、現実と向き合えば様々な課題が見えてきた。

事業者や行政、利用者(市民)がそれぞれに自分の役割を認識し、利用者や地域にあった利便性やサービス向上を図るとともに、利用促進にはきめ細やかな情報発信が課題で、持続可能な地域公共交通の実現に向け全体的に取り組む必要性を認識した。

今後は、覚悟を持って、「地域公共交通の必要性」を認識し、公共交通の維持や将来を見据えた構築の取組を行政と市民が一体となって進めていきたいと感じた。

大分大学経済学部教授大井尚司先生のオンラインによる研修だったが、公共交通への思いがモニター越しに伝わってきた。大井先生には、今後とも現状把握や市民の声、経験などの貴重なお話を湯沢市政にご助言いただけるようお願いし、研修報告とする。

令和4年3月31日 研修会記録写真（政和会）

オンライン研修（講師：大分大学経済学部 大井尚司教授）



様式第7号（第8条関係）
（会派用）

令和3年度政務活動費収支報告書

令和4年4月22日

湯沢市議会議長 様

会派の名称 湯沢市議会 政和会
代表者氏名 代表 高橋 克己

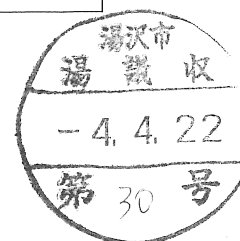
令和3年度政務活動費に係る収支について、湯沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

収入の部 (単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
交 付 金	113,300	
その他の収入		
収入合計	113,300	

支出の部 (単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	113,300	会派研修会開催経費 (R4.3.31実施)
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
支出合計	113,300	



様式第6号（第7条関係）

令和3年度会計帳簿

会派名 湯沢市議会 政和会

収入

番号	月日	摘要	交付額
1	R4.4.21	令和3年度政務活動費交付金（入金）	113,300
合 計			113,300

支出

番号	月日	科目	摘要	支出額
1	R4.3.31	研修費	会派研修会開催経費	113,300
合 計				113,300

政和会：政務活動費領収証
(研修費 令和4年3月31日)

御請求書

請求先 政和会 代表 高橋克己 様

合同会社トマトクリエイション

代表社員 菊地 寛樹

〒012-0844 秋田県湯沢市田町2丁目4-1

TEL/FAX 0183-55-8582

e-mail tomato55@yutopia.or.jp (総務用)

下記の通りご請求いたします。 令和4年3月31日

合計請求額 113,300 円 (内消費税 10,300 円)

job No. 0778 - 0001

請求番号 1100240



納品日	内容	数量	単価	金額
2022年3月31日	オンラインによる研修会の開催			
	講演料(2時間)	1	50,000.0	50,000
	企画料(企画書類作成・講師との調整等)一式	1	35,000.0	35,000
	会場設営・機材貸出料 一式	1	18,000.0	18,000
お振込み先			合計	103,000
			消費税	10,300
			総額金額	113,300

※振込手数料は恐れいりますが、御社負担となります。

備考

湯沢市議会

領収証 政和会 代表 高橋克己 様 No. _____

金額 411,300

但 オンラインによる研修会の開催費として
2022年 3月 31日 上記正に領収いたしました

〒012-0844 秋田県湯沢市田町二丁目4番地1

合同会社トマトクリエイション

代表社員 菊地 寛樹

TEL/FAX 0183-55-8582

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額 (%)

200円